

政 策 会 議 報 告 書

平成29年4月25日

報告者 総務部長

件 名	夏季休暇の連続取得促進の試行的実施について		
要 旨	<p>夏季は、暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であることや、学校が夏季休暇となることから、家族との触れ合いを深めることができます。できる良い機会となることなどから、夏季における長期休暇には大きな意義があります。</p> <p>そこで、市民サービスの低下を招かず夏季における長期休暇を促進していくため、夏季休暇の連続取得促進を試行的に実施いたします。</p> <p>つきましては、夏季における連続休暇の意義をご理解いただき、連続休暇を取得しやすい環境づくりに向けた職場全体の取り組みとして、積極的に実施していただきますようお願いいたします。</p>		
	<p>【実施方法】</p> <p>夏季休暇取得期間内（7月1日から9月30日）において、週休日や年次休暇を含めて6日以上の休暇を連続取得する。</p> <p>○ 6日間連続取得の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休暇4日+週休日（土・日） ・夏季休暇3日+年次休暇1日+週休日（土・日）など <p>※実施については、所属全体での実施でなく、グループ単位（グループに準ずる班等も含む）で実施いただいても結構です。</p>		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。